参加チーム大募集！

啄木生誕祭
啄木かるた大会

石川啄木の短歌で作った「啄木かるた」。今年で13回目となる大会の参加チームを募集します。啄木の文学に触れながら、かるたを楽しみましょう。担当は歴史文化課。

【日時・内容】 2月14日㈯
▶10時～12時は小学１～３年生の部と中学生の部（受付開始は９時半）▶13時～16時は小学４～６年生の部と一般の部（受付開始は12時20分）。１チーム３人で参加
【場所】 姫神ホール（玉山区渋民）
【費用】 無料
【申し込み】 玉山総合事務所と渋民公民館、石川啄木記念館（いずれも玉山区渋民）、市役所本館１階の窓口案内所、都南分庁舎１階の窓口案内所（津志田14）に備え付けの申し込み用紙に必要事項を記入し、〒028-4132玉山区渋民字渋民９、石川啄木記念館へ郵送。１月16日㈮消印有効。申込用紙は市公式ホームページでもダウンロードできます

取り札をめぐり白熱する啄木かるた大会

平成27年度から
軽自動車税が上がります

税制改正に伴い、軽自動車や原動機付自転車、オートバイ、小型特殊自動車などの税額が27年度分から**表**のとおり変更になります。担当は市民税課。

表　軽自動車の区分や税額など

区分		現行税額	27年度からの税額	28年度からの重課税額
原動機付自転車	50cc以下	1000円	2000円	
	50cc超90cc以下	1200円	2000円	
	90cc超125cc以下	1600円	2400円	
	ミニカー	2500円	3700円	
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	2400円	3600円	
二輪の小型自動車	250cc超	4000円	6000円	
雪上車		2400円	3600円	
小型特殊自動車	農耕作業用	1600円	2400円	
	その他	4700円	5900円	
三輪の軽自動車		3100円	3900円	4600円
四輪以上の軽自動車	乗用（自家用）	7200円	1万800円※1	1万2900円※2
	乗用（営業用）	5500円	6900円	8200円
	貨物（自家用）	4000円	5000円	6000円
	貨物（営業用）	3000円	3800円	4500円

※１　四輪以上と三輪の軽自動車

27年３月31日までに登録された車両は、27年度以降も現行税額のまま据え置かれます。27年４月１日に登録された新車は27年度分から、４月２日以降に登録された新車は28年度分から税額が上がります。

※２　年式の古い車両には28年度から重課税

環境負荷の小さい自動車の普及を進めるため、初度検査年月から13年を経過した四輪以上と三輪の軽自動車は、28年度分から順次、重課税が適用されます（電気軽自動車など一部を除く）。

申請を忘れずに

児童手当や障がいがある人の各種手当

子どもを養育している人や障がいがある人には、下記のとおり各種手当が支給されます。支給開始はいずれも申請があった月の翌月分からです。

児童手当

中学生までの子どもを養育している人に、子どもの年齢・人数により支給。夫婦別居の場合などは、子どもと同居している親に手当を支給できることがあります。児童養護施設などに入所している子どもの手当は、施設へ支給されます。担当は子ども未来課。

【支給額】
▶**３歳未満**：月１万5000円
▶**３歳以上小学校修了前**：第１子・２子は月１万円、第３子以降は月１万5000円
▶**中学生**：月１万円
※所得制限を超えた場合は、子どもの年齢に関わらず１人につき月5000円です
【支給期間】 子どもの15歳の誕生日の前日が属する年度末まで

児童扶養手当

18歳までの子どもを養育していて①離婚などで父または母がいない子どもの親②父または母が重度心身障がい者の家庭③父母に代わって子どもを育てている人――などに、子どもの人数により支給。ただし、本人または同じ世帯の人の所得が一定額以上ある場合を除きます。担当は子ども未来課。

【支給額】
▶**１人の場合**：全部支給は月４万1020円、一部支給は月9680円～４万1010円
▶**２人以上の場合**：２人目は月5000円、３人目以降は１人につき3000円を加算
【支給期間】 子どもの18歳の誕生日の前日が属する年度末まで

特別児童扶養手当

心身に障がいがあるため介護を必要とする20歳未満の子どもを養育している人に、子どもの障がいの程度・人数により支給。ただし、児童が施設などに入所している場合と、受給者本人または扶養義務者の所得が一定額以上ある場合は支給されません。担当は障がい福祉課。

【支給額】
▶**１級**：①身体障害者手帳１、２級または療育手帳Ａを持っている②それらと同程度の障がいがある――のいずれかに該当する子ども
▶**２級**：①身体障害者手帳３級と４級のうち一定の要件を満たす②療育手帳Ｂを持っていて一定の要件を満たす③それらと同程度の障がいがある――のいずれかに該当する子ども
【支給額】▶**１級**：月４万9900円
▶**２級**：月３万3230円
【支給期間】 子どもの20歳の誕生日の前日が属する月まで

障害児福祉手当

心身に重い障がいがある20歳未満の子どもに支給。ただし、施設などに入所している場合、受給者本人か扶養義務者の所得が一定額以上ある場合は支給されません。担当は障がい福祉課。
【支給額】 月１万4140円
【支給期間】 子どもの20歳の誕生日の前日が属する月まで

特別障害者手当

在宅で極めて重い障がいがある20歳以上の人に支給。ただし、入院している場合と施設などに入所している場合、受給者本人か扶養義務者の所得が一定額以上ある場合は支給されません。担当は障がい福祉課。
【支給額】 月２万6000円

盛岡市消費生活センター
CONSUMER AFFAIRS CENTER OF MORIOKA CITY
消費生活情報
えぷろん

消費トラブルに巻き込まれた場合や過払い請求、債務整理の相談は早めに市消費生活センター☎604-3301へ！

高齢者トラブル増加中

認知症の高齢者が狙われています！

高齢者の消費者トラブルが年々増加しています。市に寄せられる消費者相談の半数近くが、60代以上の人。中でも、認知症などで判断能力が不十分な状態の高齢者を狙った消費者トラブルが増えています。

こんな相談がありました①

自宅に大量の健康食品や契約書類などが

認知症の母が父と二人暮らしをしている。ある時、健康食品とその契約書などが見つかり、母が電話勧誘を受けて大量の健康食品を購入していたことが分かった。母は、電話を切るとそれまで話していたことを全く覚えていないほど症状が進んでいる状態だ。
（契約者　70代女性）

こんな相談がありました②

大量の布団が押し入れに

一人暮らしをしている認知症の母の家を休日に片付けていたところ、大量の羽毛布団などが押し入れに入っていた。調べてみると、訪問販売で次々に契約させられていて、総額200万円以上もの契約になっていることが分かった。
（契約者　70代女性）

■高齢者を見守りましょう

認知症などの高齢者が巻き込まれた消費者トラブルは、全国では１万件を超え、相談総数の1.2％になっています。市内では25年度に71件を数え、相談総数の2.2％になり、全国と比較して相談割合が高い状況。こうしたトラブルを未然に防ぐには、地域や家庭での見守りが欠かせません。

■高齢者トラブルの問題点

・高齢者は一般に自宅に居ることが多いため、電話勧誘や訪問販売による被害に遭いやすい
・現にトラブルに遭っているという認識が低く、問題が潜在化してしまう
・特に一人暮らしの高齢者がトラブルや被害に遭いやすく、周囲が気付きにくい
・何度も被害に遭ってしまい、被害金額も高額になる
・契約した経緯の証明や判断能力が不十分であることの証明が難しい
・認知症など、高齢者の弱みに付け込まれ狙われやすい

見守りから相談への流れ

見守り・気付き　高齢者本人の様子や言動、態度に変化や不審な点はないか、右のチェックリストで確認してみましょう

声掛け・確認　高齢者の変化に気付いたら、本人に「何か困っていませんか」「業者から勧誘されていませんか」「本当に必要な契約ですか」――などと声を掛けて経緯を確認し、メモを取っておきましょう

相談　トラブルや被害に遭っていると分かったら、すぐに消費生活センターへ相談しましょう

見守りチェックリスト

□ 不審な契約書や請求書などの書面や宅配業者の不在通知などがないか
□ 不審な健康食品や海産物などがないか
□ 新品の布団など、同じような商品が大量にないか
□ 屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡がみられないか
□ 通信販売のカタログやダイレクトメールなどが大量にないか
□ 複数社から配達された新聞や景品類などがないか
□ 不審な人物などが出入りしている形跡はないか
□ 不審な電話のやり取りや、電話口で困っている様子はないか
□ 生活費が不足するなど、お金に困っている様子はないか
□ 預金通帳などに不審な出金の記録はないか

不良灯油の使用は非常に危険！

不良灯油注意報発令中

暖房機器の燃料として広く使われている灯油。しかし保管方法を誤ると、太陽光や熱などによる変質、水やごみなどの混入により不良灯油になる恐れがあります。不良灯油の使用は暖房機器の故障や消火不良を引き起こすことがあり、非常に危険です。あなたの自宅の灯油は大丈夫ですか？

暖房機器や灯油と上手に付き合いましょう

▶暖房機器に不良灯油を少量でも使用すると、緊急消火ができなくなったり、点火不良に伴う発煙など危害・危険につながる不具合が生じたりするので、不良灯油は絶対に使用しないでください。
▶石油暖房機器を使用していて点火・消火不良や、発煙などの異常が見られる場合、不良灯油が原因の可能性があります。取扱説明書に従って、不良灯油かどうか確認しましょう。
▶シーズン後に暖房機器を片付けるときは、内部の灯油を抜きましょう。
▶シーズン中は、灯油を灯油専用容器に入れて、日光や雨が当たらない屋根のある場所で保管しましょう。シーズン持ち越しなど、灯油の長期保管はやめましょう。
▶灯油を廃棄する場合は、灯油を購入した販売店などに相談しましょう。

買ったばかりの石油ファンヒーターの調子が悪い
→灯油に水が混じっているかもしれません

石油ストーブを消火しようとしたが操作つまみが動かず、緊急消火ボタンも作動しない
→灯油が古いのかもしれません

石油ストーブの芯が動かない
→昨シーズンの灯油が中に残ったまま使用していませんか？

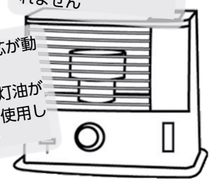

お金の悩みを相談！

くらしとお金の安心合同相談会（無料）

【日時】 ３月７日㈯10時～16時
【場所】 消費者信用生活協同組合（南大通一、ＣＦＣビル２階）
【内容】 借金や生活費用不足、貸付制度など日常生活のお金の悩みについて、弁護士や専門員が相談に応じます。秘密は厳守します
【主催】 同協同組合と市、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、岩手弁護士会消費者問題対策委員会、ＮＰＯ法人いわて生活者サポートセンター
【申し込み】 同協同組合☎653-0001で電話受け付け

消費者信用生活協同組合の地図